

令和8年度きょうと妊娠SOS相談事業業務に係る質疑回答

No.	質問	回答
入札公告		
1	<p><5(2)エ(ア)京都府税の滞納がないことの証明> きょうと妊娠から子育てSNS相談事業業務委託及びきょうと妊娠SOS相談事業業務委託の入札参加資格審査にそれぞれ申請する場合、府税納税証明書は1通ずつ取得する必要がありますか。</p>	<p>コピー可としておりますので、1通ずつ取得いただく必要はございません。 また、発行日から3箇月以内のものであれば、両事業とは別事業で取得いただいた府税納税証明書でも問題ございません。 ※京都府ホームページに掲載している様式についても修正しております。</p>